

小鹿野町新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金給  
付事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、小鹿野町が給付金を給付することにより、公益性の高い福祉サービス事業所の事業運営の安定化を図る事業（小鹿野町新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金給付事業（以下「本事業」という。））の実施に関して、小鹿野町補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年小鹿野町規則第43号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、町内に所在する福祉サービス事業所に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言を受けて多くの感染拡大防止対策を講じる必要が生じるなか、町民の日常生活に欠かせないサービスとして事業を継続するため、必要な費用を給付することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉サービス

介護保険法（平成9年法律第123号）第40条、第52条及び第115条の45に規定するサービス並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条及び第77条に規定するサービスをいう。

(2) 福祉サービス事業所

福祉サービスを提供する事業所をいう。

(3) 介護給付等

介護保険法に規定する保険給付及び地域支援事業のうち町が必要と認める事業並びに障害者総合支援法に規定する自立支援給付及び地域生活支援事業のうち町が必要と認める事業をいう。

(4) 感染拡大防止対策

厚生労働省からの令和2年4月7日付事務連絡「社会福祉施設等における

感染拡大防止のための留意点について（その２）」に基づいて福祉サービス事業所が実施する衛生用品の確保、利用者の検温徹底及び３つの密を避けるための実施場所の調整・換気、感染症予防の広報・啓発その他の対策に基づいて福祉サービス事業所が実施するサービスの利用調整及び職員の健康管理の徹底をいう。

（給付金の給付対象）

第３条 給付金の給付の対象となる福祉サービス事業所は、小鹿野町内に住所を有し、第８条に定める期間に、感染拡大防止対策を実施しながら福祉サービスの提供を継続し、介護給付費等の支払を受ける事業所とする。

２ １つの事業所において、複数種類の福祉サービスの指定を受けている場合、併設されている事業所はそれぞれ指定を受けた福祉サービスごとに一福祉サービス事業所とみなし、重複して給付することを妨げない。

（給付金の額）

第４条 給付金の額は、一福祉サービス事業所当たり１０万円とし、給付回数は１回限りとする。

（給付金の給付申請等）

第５条 給付金の給付を受けようとする福祉サービス事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金給付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、第８条で定める期間に福祉サービスを提供していたことを証する書類を添付して町長に申請しなければならない。

２ 町長は、前項に定める、第８条で定める期間に福祉サービスを提供していたことを証する書類に代えて、介護給付費等の支給実績を確認することにより、福祉サービス事業所の事業実施状況を確認することができるものとする。

３ 町長は、第１項の規定による申請を受理したときは、その内容を速やかに審査し、申請内容が適正であると認めた場合は、新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金給付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

４ 町長は、申請者に対し給付金を給付しないことを決定した場合は、その旨を新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金不給付通知書（様式

第3号)により申請者に通知するものとする。

5 町長は、給付金の給付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

6 第3項の規定により給付金の給付決定通知を受けた申請者が給付金の請求を行うときは、新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(給付金の給付)

第6条 町長は、前条第6項に規定する請求書を受理した日から30日以内に当該給付金を給付するものとする。

(不正利得の返還等)

第7条 町長は、福祉サービス事業所が偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けたとき、その他相当の理由があると認めるときは、給付金の給付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により給付金の給付決定を取り消したときは、既に給付した給付金について、福祉サービス事業所に対し期限を定めて請求し、返還させることができる。

3 前項の規定により給付金の返還請求を受けた福祉サービス事業所は、当該給付金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(給付対象となるサービス提供期間)

第8条 本事業の給付対象となるサービス提供期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の規定に基づき、令和3年3月31日までに申請のあった補助金の給付については、令和3年4月1日以降もなおその効力を有する。